



2025 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 東海旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 丹 羽 俊 介
(コード番号 9022 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 広報部長 池 田 朋 史
(TEL. 050-3772-3910)

公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領について

当社および当社の連結子会社であるジェイアール東海コンサルタンツ株式会社(社長:杉崎英司)、以下「ジェイアール東海コンサルタンツ」は、地方自治体等が発注する当社線路の跨線橋点検業務に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2024 年 10 月 22 日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

当社は、2025 年 10 月 2 日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令書(案)に関する意見聴取通知書を受領いたしました。また、ジェイアール東海コンサルタンツは排除措置命令書(案)および課徴金納付命令書(案)に関する意見聴取通知書を受領いたしました。

意見聴取通知書の内容を精査するとともに、同委員会より予定される命令の内容等に関する説明を受け、今後の対応を慎重に検討してまいります。

ジェイアール東海コンサルタンツは、本件に関連して、1.4 億円を独占禁止法関連損失引当金として計上する予定ですが、当社の業績に与える影響は軽微です。

(参考・事案の概要)

当社在来線の跨線橋は、道路管理者が 5 年に 1 度点検を行うことが道路法で義務付けられており、道路管理者が業者に入札方式で発注している。当社は当該点検の受発注当事者ではないが、当該点検は夜間の限られた時間に当社の線路上で行われるものであり、安全の確保や他の保守業務とのスケジュール調整等を行う必要があった。

そこで、全ての跨線橋に関する法定の点検頻度が道路管理者において遵守されるように、道路管理者が入札により受注者を決定する前から、本件点検が可能であるジェイアール東海コンサルタンツを含む業者(5 社)と点検方法や時期の調整を行っていたもの。

以 上